

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲佐町長 甲斐 高士

市町村名 (市町村コード)	甲佐町 (43444)
地域名 (地域内農業集落名)	府領地区 (府領)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月26日、令和6年11月20日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水田地帯については、担い手である農業法人を中心に米・麦・大豆・飼料作物の栽培が行われ、徐々にブロッコリーなどの園芸作物の栽培も行われている。
・河川敷農地で鳥獣被害が多発している。畑地については、農道が狭く個々の農家で農業機械がなく手作業で行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田地帯については、担い手である農業法人を中心に米・麦・大豆・飼料作物の栽培が行い、園芸作物などの収益性高い作物の栽培も行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域の農用地区域と農業生産の中心となるエリアを農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
・保全、管理等のエリアについては、地域で慎重な協議を重ね、必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
水田については農業法人や畜産農家である認定農業者を中心に米や飼料用作物を中心とした農地の集積が行われている。畑地については、道が狭いなど条件の悪いところも多いため、受け皿となる担い手の確保を進めながら今後検討する。担い手の確保については、町外からの入り作農業者もいるので調整を図りながら実施する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
新規就農者や認定農業者、入り作農業者への農地の受け入れを促進する。効率的な農地利用が図られるように、実際の耕作者と地元の方々とで情報共有を図りながら、機構を活用した農地集積・集約化へ取り組む。
(3) 基盤整備事業への取組方針
S59～H3県営和田内圃場整備事業による区画整理実施済。 S58 飼料基盤整備事業 府領中山線・府領線の農道整備実施済。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
水田地帯については、米・麦・大豆・飼料作物が主要作物であるが、ブロッコリーなどの園芸作物も増えてきている。今後は畑地体についても利用調整が図れるよう、地域で多様な経営体の確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払事業の取り組みについて
⑨耕種農家と畜産農家との耕畜連携の取り組みについて